

議会の委任に基づく専決処分について

1 専決処分事項の種類

和解及び損害賠償額の決定

2 和解(示談)の相手方

中野区民

3 事故の概要

(1) 事故発生日

令和7年(2025年)12月12日

(2) 事故発生場所

相手方所有建物敷地内

(3) 事故発生状況

区の職員が、ごみの収集作業のため、清掃車で上記(2)の事故発生場所東側の私道を北方面に向かって走行し、当該事故発生場所に隣接する交差点内に右折で進入したところ、当該清掃車の左側後部が当該事故発生場所に設置されていた相手方所有のブロック塀に接触した。この事故により、当該ブロック塀が破損した。

4 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害230,000円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

5 和解(示談)成立の日

令和8年(2026年)2月17日

6 区の賠償責任

本件事故は、清掃車を運転していた区の職員が右折する際の左側後方の安全確認を怠ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

7 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損したブロック塀の修理費の合計230,000円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

8 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意を行い、安全運転講習会を受講させることとするとともに、所属長から清掃車を運転する所属の職員全員に対し注意喚起を行い、安全運転講習会の受講を促すことにより、安全運転の徹底を図った。